HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	意思表示における法律の錯誤［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	班, 天可
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11485号
Issue Date	2014-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/56709
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	BAN_TIANKE_abstract.pdf, 論文内容の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（法学）　　氏名：班　天　可

学位論文題名

意思表示における法律の錯誤

意思表示における法律の錯誤について、旧民法の起草者であるボアソナード教授は、公の秩序と係わらない法律についての錯誤の場合（例えば、売主が瑕疵担保責任の規定を知らなかった場合）には救済を与え、公の秩序と係わる法律についての錯誤の場合（例えば、貸主が利息制限法上の利息制限を知らなかった場合）には救済を与えないとしたのに対し（旧民法財産編 311 条）、現行民法 95 条の起草者である富井政章委員は法律の錯誤と事実の錯誤とを区別しない立法方針を決めた。その時点では、富井委員は、主に、債務が存在しないにもかかわらず存在すると誤信し契約の変更を約定した場合を念頭に置いていたが、上述の、瑕疵担保責任に関する売主の錯誤と利息制限法に関する貸主の錯誤、いわゆる「合意の効力」の錯誤を看過していた。ところで、実際の裁判例においては、一方で、錯誤が法的効果に関わっていること（神戸地判昭和 32 年 9 月 30 日下級民集 8 巻 9 号 1843 頁）、錯誤の対象が強行法規であること（東京高判昭和 39 年 2 月 18 日東高民時報 15 巻 2 号 20 頁）、錯誤の主張が錯誤の対象となった法律の趣旨に容れられないこと（東京高判昭和 45 年 10 月 14 日判タ 259 号 246 頁）などを明言して錯誤の主張を拒否する下級審裁判例が現れ、他方で、動機は表意者が意思表示の内容としてそれを相手方に表示した場合に法律行為の要素となるという判例定式を援用し税金の錯誤を扱った二つの最高裁判例――最判平成元年 9 月 14 日判時 1336 号 93 頁（動機表示重視）、最判昭和 37 年 12 月 25 日月報 9 巻 1 号 38 頁（動機内容化重視）――があり、しかもこの二つの最高裁判例は矛盾を呈しており、統一的な理解は難しい。

この議論状況に対し、本稿は、法律の錯誤の観点から問題解決を提言しようとするものである。具体的には、下記三つの段階からなる課題について検討する。すなわち、第一は、法律の錯誤を錯誤一般から切り離して特別視する必要があるか、もし必要があるとすれば、如何なる理由で如何なる範囲において必要であるか。第二は、特別視する必要のある法律の錯誤は、「要素の錯誤」をめぐる今日まで議論には如何に位置づけられるか。第三は、錯誤の対象となった法律の如何なる趣旨または如何なる特質が錯誤の判断に影響を及ぼし、錯誤の主張を妨げるか、である。本稿は、ローマ法およびドイツ法を対象とした比較法研究から得られた知見に踏まえつつ、以下の結論を提示する。

（1）法律の錯誤には、効果型と前提型とがある。効果型、すなわちすでに形成された表意者の意思表示のうえに法律が新たな法律効果を付加した場合には、それについての錯誤を判断するにあたって、法律の趣旨を考えなければならない。それは、究極には、誰であっても法律の錯誤を理由にして法の適用を妨げてはならないという根本原則に基づいている。この効果型に限って、法律の錯誤は特別視されるべきであり、そこにおいて法律の錯誤の現代的意義が見出せる。それに対し、前提型、すなわち債務の不存在または権利の存在について錯誤し、存在しない債務を弁済したり存在している権利を放棄する場合には、法律が意思表示のうえに法律効果を付加するというメルクマールがなく、法律の錯誤であるという理由から錯誤の主張を妨げるものではない。

富井委員は、まさに前提型の錯誤を念頭に置いて法律の錯誤と事実の錯誤とを区別しない方針を決定したのであり、しかもこの方針の背後には BGB 第一草案の影響があったことが明らかである。したがって、この方針をすべての場合に広げてはならず、効果型の事案の裁判例に目を向ける必要がある一方、BGB 施行後のドイツの学説および判例の発展にも注目する必要がある。ドイツの裁判例に対する比較法研究の結論からいえば、前提型の場合は、法律の錯誤を特別視する裁判例がなく、効果型の場合は、錯誤を肯定する裁判例がないではないが、否定の裁判例が圧倒的多い。しかもそこには、法律効果を付加した法律の趣旨や特質を、錯誤に基づく無効または取消しを否定する判断要素として考慮する傾向が見受けられる。この点では、日本とドイツとは同様の傾向にあるといえる。また、具体的な場面において、「法の不知は、取得しようと欲する者に利益とならないが、自己のものを返還請求する者に害とならない」（Papinianus, D. 22, 6, 7）というローマ法上の思想にも合致する。

（2）法律の錯誤が特別視される効果型の錯誤においては、表意者の法律行為が自治的な内容のみならず、法律効果をも引き起こしたため、その法律効果を、内容の錯誤と動機の錯誤からなる民法 95 条の構造において如何に位置づけるかが難問である。

ドイツの判例（RG 3.6.1916, RGZ 88, 278）では、法律効果の錯誤は、追求性（法律効果への積極的な追求）と実質性（法律行為における法律効果の主従関係）からなる基準で判断されている。つまり、それらの要件が備わる法律効果の錯誤は内容の錯誤に帰属し、残りの部分は動機の錯誤とされる。しかし、実際の裁判例においては、実質性の判断の中に法律の趣旨や特質への考慮が混在しており、また、学説においては、法律効果の錯誤の判断において動機の錯誤が道具概念とされていることが指摘されている。

本稿は、ドイツにおける法律効果の錯誤をめぐる議論を参考にしつつ、効果型の法律の錯誤について以下のように提言することとする。すなわち、表意者が法律効果について積極的に効果意思を持っていた限り、一応それを内容の錯誤とみるが、法律の

「正当性」の面から、錯誤無効または取消しの主張を制限する。この作業において、当該法律の趣旨が如何なるものであるか、そして、それが私的自治制度の一環である錯誤制度の適用を排除するほどに十分正当なものであるかを判断しなければならない。法律の「正当性」の面から錯誤無効の主張を否定した裁判例の中には、動機の錯誤というラベルを貼ることはなく、単なる救済されえない内容の錯誤とすればよい。このように考えれば、法律効果について表示や相手方の認識可能性がなくても錯誤に基づく無効または取消しを認める裁判例と、法律効果について明示ないし合意があったとしても錯誤に基づく無効または取消しを認めない裁判例とを整合的に説明することが可能である。

（3）効果型の法律の錯誤において、法律効果の付加が当事者間の利益配分に変動をもたらしたことを意味し、その変動が正当である否かは、法律効果の付加により移転された利益の大きさと、この利益を相手方に移転しようとする法律の趣旨の強さとを相関的に考慮することによって決まる。効果型の法律の錯誤という視点から、法律構成において相互矛盾しているようにみえる上記最判平成元年判決（動機内容化構成）と最判昭和 37 年判決（動機表示構成）は、矛盾なく説明することができる。

以上のように、本稿は、内容の錯誤から、効果型の法律の錯誤という独自の判断基準を有する特別な錯誤類型として分離した。この作業は、錯誤の問題を一元的に扱うことが不可能であり、多元的に考えなければならないことを示唆するであろう。したがって、錯誤の一般論においては、多元論の方向へさらに一歩を進めたことに本稿の意義があるものと考える。